

各都道府県消防防災主管部局長 殿

消防庁国民保護・防災部地域防災室長

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第6条の2第1項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件の公布について

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第6条の2第1項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件（令和8年総務省告示第125号。以下「改正告示」という。）が本日公布されました。

各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村（指定都市含む。）及び関係一部事務組合に対して本内容について周知いただき、規則等の改正を遺漏なく進めていただくよう助言等をお願いします。

記

1 改正事項

非常勤消防団員等に対する損害補償に係る介護補償の額について、以下のとおり改定すること。

（1）常時介護を要する状態

最高限度額(月額)	186,050 円	(据置き)
最低保障額(月額)	85,490 円	→ 90,790 円

（2）随時介護を要する状態

最高限度額(月額)	92,980 円	(据置き)
最低保障額(月額)	42,700 円	→ 45,400 円

2 施行期日

令和8年4月1日

3 その他

改正告示の公布及び施行に伴い、市町村等において規則等を改正する必要がある場合があること。